

# 里帰り出産などで 県外の病院で出産・妊産婦健診を受けられる方へ

県外の病院では町が発行する妊産婦健康診査・1か月児健康診査受診票は使用することができません。また、産後ケア事業通所型タイムケア利用券についても、使用可能な施設が限られます。里帰り等の理由により県外医療機関及び助産所で受診された場合、申請により助成金を受け取ることができます。

## ★手続きについて

健診・産後ケア事業等の費用は一度医療機関の窓口で全額お支払いください。医療機関で健診料金等のわかる領収書・明細書を発行してもらい、下記の通り申請期間内に必要な提出書類を揃えて提出してください。後日申請書に書かれている口座へ振り込みます。

	妊婦一般健康診査・産婦健康診査	1か月児健康診査	産後ケア事業
申請窓口	住民福祉課 保健予防係（保健センター内）		
申請期限	最終受診日から6か月以内		受診日から6か月以内
提出書類	①妊婦一般健康診査公費負担金助成 申請書兼請求書 ②費用の領収書・明細書 ③未使用の妊婦一般健診受診票及び 記入済みの産婦健診受診票 ④母子健康手帳	①富士見町新生児聴覚検査・ 1か月児健康診査助成金交付 申請書兼請求書 ②費用の領収書・明細書 ③未使用の受診票 ④母子健康手帳	①富士見町産後ケア事業 助成金申請書兼請求書 ②費用の領収書・明細書 ③通所型タイムケアの 場合、未使用の利用券 ④母子健康手帳

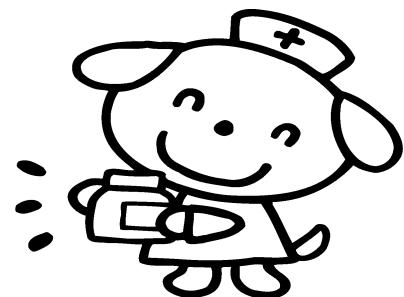
助成額は下記の通りです。健診の金額がこれを上回る差額分は自己負担となりますのでご了承ください。

妊婦健診	上限金額 (受診日 R6.3.31 まで)	上限金額 (受診日 R7.4.1 から)
基本健診（初回）	6,360 円	6,380 円
基本健診②～⑯	5,760 円	5,780 円
追加検査①	17,370 円	18,030 円
追加検査②	1,830 円	1,860 円
追加検査③	1,550 円	1,550 円
追加検査④	3,700 円	3,800 円
超音波検査①～④	4,780 円	4,780 円

※妊婦健診・産婦健診は、  
町民税非課税世帯に属する方、  
生活保護世帯に属する方については、  
上限を超えた分も助成を受けることが  
できます。該当される方は保健予防係へ  
お問い合わせください。

産婦健診	上限金額 (受診日 H31.4.1 から)
2週間健診	5,000 円
1か月健診	5,000 円

1か月児健康診査	上限金額（受診日 R7.4.1 から）
	6,040 円



## ✿ 里帰り先の市町村で乳幼児健診・予防接種等を希望される方へ ✿

里帰り先の市町村で新生児訪問・乳幼児健診・予防接種を希望される方は、お手続きがありますので  
保健予防係へご連絡ください。

### お問い合わせ先

富士見町 住民福祉課 保健予防係（保健センター）

電話：0266-62-9134 メール：hokenyobou@town.fujimi.lg.jp